

## 行田市移住・定住パートナーズ認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が行う移住・定住促進についての取組を実施する団体を行田市移住・定住パートナーズとして認定し、官民一体となって本市への移住・定住促進に取り組むことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内で活動している団体をいう。
- (2) 行田市移住・定住パートナーズ 行田市への移住・定住促進についての取組を積極的に実施する事業所等として市長が認定する事業所等をいう。

### (認定基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかの取組を実施する事業所等を行田市移住・定住パートナーズに認定するものとする。

- (1) 移住・定住促進についての情報発信
- (2) 地域における移住・定住受入体制づくり活動
- (3) 移住・定住の促進又は活性化を目的とした取組
- (4) 市と連携した移住・定住促進事業
- (5) 移住・定住希望者への行田特有の地場産業のPR又は当該地場産業に触れ合う機会の創出

### (申請)

第4条 行田市移住・定住パートナーズの認定を受けようとする事業所等は、行田市移住・定住パートナーズ認定申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

### (認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る事業所等を行田市移住・定住パートナーズとして認定するものとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による認定をしたときは、当該事業所等に行田市移住・定住パートナーズ認定証(様式第2号)を交付するものとする。

(認定期間)

第7条 行田市移住・定住パートナーズの認定期間は、2年とする。ただし、再認定を妨げない。

(認定内容の変更)

第8条 行田市移住・定住パートナーズは、当該認定の内容に変更が生じたときは、行田市移住・定住パートナーズ認定変更届(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(認定の辞退)

第9条 行田市移住・定住パートナーズは、当該認定を辞退しようとするときは、行田市移住・定住パートナーズ認定辞退届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、行田市移住・定住パートナーズの認定を取り消すものとする。

- (1) 行田市移住・定住パートナーズから当該認定の辞退の届出があったとき。
- (2) 行田市移住・定住パートナーズの認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により行田市移住・定住パートナーズの認定を受けたとき。
- (4) その他市長が行田市移住・定住パートナーズの認定が適当でないとき。

(公表)

第11条 市長は、行田市移住・定住パートナーズについて広く市内外に周知するため、行田市広報への掲載その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。